

山口県報

令和6年
11月26日
(火曜日)

目 次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課) ……一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課) ……三

○公告

山口都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課) ……五
山口都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課) ……五
山口都市計画特定用途制限地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課) ……五



山口県告示第三百二十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年十一月二十六日から同年十二月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

令和六年十一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

- 氏名又は名称 東洋鋼鉄株式会社
住 所 東京都品川区東五反田二丁目一八番一号
二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東洋鋼鉄株式会社下松事業所
所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一
三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法			
	能 (kg/月)力	工 事 着 手 予 定 日 月 年	工 事 完 成 予 定 日 月 年	使 用 開 始 予 定 日 月 年	使 用 時 間 隔 間 連 続 日 数	一 日 当 た り の 使 用 時 間 概 要	季 節 的 変 動 の 概 要
六六	二七〇	令和七、 一、四	令和七、 一、五	令和七、 一、一五	連 続 二 四 時 間	変 動 な し	

備考 「六六」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の電気めつき施設をいう。

排水口	排水の状況の値		汚染物の状況の値		排水の一日当たりの量 (m ³)	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質量 (mg/l)	
					鉍油類 (mg/l)	
					窒素 (mg/l)	
					リン (mg/l)	

五 排水水の汚染状態の値及び排水の量

種別	項目	汚水の状況の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)	
		通常	最大	通常	最大
中和・凝集沈殿処理施設	処理後	七・五	九・五	一九	三〇
	処理前	六	一〇・五	三三	四〇
還元処理施設	処理後	〃	〃	〃	〃
	処理前	三	二・三	二八	五八

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種別	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の要	工事着手予定 (年月日)	工事完成予定 (年月日)	使用開始予定 (年月日)
還元処理施設	コンクリート製	五〇、〇〇〇	還元	連続	二四時間	変動なし	(既)		

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種別	汚水の状況の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)	
	通常	最大	通常	最大
六六	水素イオン濃度 (水素指数)			
五	化学的酸素要求量 (mg/l)			
一〇	浮遊物質量 (mg/l)			
二〇	窒素 (mg/l)			
三〇	リン (mg/l)			
五				
一〇				
九四				
一四一				

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第三百二十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年十一月二十六日から同年十二月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

令和六年十一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東洋鋼鋳株式会社
住 所 東京都品川区東五反田二丁目一八番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東洋鋼鋳株式会社下松事業所
所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口
〃	〃	七・五
〃	八〃七	九〃五
〃	一	一三
〃	二	一九
〃	二	一〇
〃	五	三〇
〃	検出せず	五
〃	検出せず	一七・六
〃	検出せず	二三・三
〃	検出せず	一・六
〃	検出せず	三・五
一、〇〇〇	〇	五六、二八〇
一、五〇〇	一、〇〇〇	六六、七八七

五 排出水の汚染状態の値及び排水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目		排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
			変更後	変更前	最大	通常	
〃	〃	七・五	〃	〃	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	〃
〃	八・七	九・五	〃	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	〃
〃	〃	一三	〃	〃	浮遊物質量 (mg/l)	〃	〃
〃	〃	一九	〃	〃	鉍油類 (mg/l)	〃	〃
〃	〃	一八	〃	〃	窒素 (mg/l)	〃	〃
〃	〃	一〇	〃	〃	燐 (mg/l)	〃	〃
〃	〃	三〇	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	五	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	一七・一	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	二二・六	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	一・六	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	三・四	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	三・五	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	五八、〇二六	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	六八、七九六	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	五六、二八〇	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	六六、七八七	〃	〃	〃	〃	〃



(二八九) 山口都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和六年十一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二九〇) 山口都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和六年十一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画特別用途地区
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二九一) 山口都市計画特定用途制限地域の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画特定用途制限地域の変更に係る同法第

十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和六年十一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画特定用途制限地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

令和六年十一月二十六日印刷
令和六年十一月二十六日発行

発行人所

山口県知事庁